

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第24号

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の
登録等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則(平成12年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「、経歴」を削り、同項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第11号様式中「寒川町長 様」を「(宛先)寒川町長」に、

「

7	事業所の管理者の氏名及び住所	(変更後)
8	サービス提供責任者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関(訪問入浴事業に限る。)	
11	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)	

」を

「

7	事業所の管理者の氏名及び住所	(変更後)
---	----------------	-------

8	サービス提供責任者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関(訪問入浴事業に限る。)	
11	福祉用具の保管・消毒方法(委託している場合にあつては、委託先の状況)	
12	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

」に

改める。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。